

小布施町最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、小布施町が競争入札（以下「入札」という。）により建設工事及び建設コンサルタント等の業務（以下「建設工事等」という。）の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び小布施町財務規則（昭和63年10月15日規則第15号）の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する各建設工事をいう。
- (2) 建設コンサルタント等の業務 建設工事に係る測量、調査、設計等の委託業務をいう。

(対象)

第3 この要領は、設計金額が50万円を超える建設工事等に係る競争入札について、最低制限価格を設定するものとする。ただし、特別な事情があるときは、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格の算出方法)

第4 最低制限価格は、次に掲げる方法により算出した額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、1,000円未満を切り捨てた額とする。

- (1) 建設工事 次に掲げる入札書比較価格の基礎となった費目の額ごとに、それぞれ算出した額の合計額とする。ただし、その合計額が、入札書比較価格の100分の90を超えるときは100分の90の額と、100分の70に満たないときは100分の70の額とする。
 - ア 直接工事費の額 100分の95を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額 100分の90を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額 100分の80を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額 100分の30を乗じて得た額
- (2) 建設コンサルタント等の業務 次に掲げる入札書比較価格の基礎となった費目の額ごとに、それぞれ算出した額の合計額とする。ただし、その合計額が、入札書比較価格の100分の70を超えるときは100分の70の額と、100分の60に満たないときは100分の60の額とする。
 - ア 諸経費の額 100分の30を乗じて得た額
 - イ 技術経費の額 100分の30を乗じて得た額
 - ウ ア及びイ以外の費目の額 100分の100を乗じて得た額

- 2 前項の規定にかかわらず、特別なものについては、次に掲げる範囲内の額を最低制限価格とする。
 - (1) 建設工事 入札書比較価格に 100 分の 90 を乗じて得た額から 100 分の 70 を乗じて得た額まで
 - (2) 建設コンサルタント等の業務 入札書比較価格に 100 分の 70 を乗じて得た額から 100 分の 60 を乗じて得た額まで
- 3 あらかじめ予定価格調書に、最低制限価格を記載するものとする。

(最低制限価格設定の周知)

第 6 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを、公告又は指名通知書等により周知するものとする。

(入札の執行)

第 7 入札執行者は、最低制限価格未満の価格で入札が行われた場合は、当該入札者を落札者としなないこととする。この場合、入札者に対し当該入札者は落札者としなない旨を告げるものとする。

- 2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札を行った者があるときは、このうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定するものとする。

(補則)

第 8 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札の指名の通知に係る競争入札から適用する。

附 則

この告示は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。